

諏訪市版

生活保護制度 Q&A

生活保護について、よくある質問

- Q1 申請から決定までどのくらいかかりますか？
- Q2 収入があっても生活保護は受けられますか？
- Q3 自動車があっても生活保護は受けられますか？
- Q4 持家や土地があっても生活保護は受けられますか？
- Q5 借金があっても生活保護は受けられますか？
- Q6 生活保護を申請すると親族に知られてしまいますか？
- Q7 親と一緒に住んでいますが、自分だけ生活保護を受けることはできますか？
- Q8 支給される家賃の上限額はいくらですか？
- Q9 通院や求職活動に対して移送費は支給されますか？
- Q10 冷暖房器具の購入に対して支援はありますか？
- Q11 生活保護費はどのくらいもらえますか？
- Q12 生活保護を受給している時は、働かなくてよいですか？



Q 生活保護はだれでも申請できますか？

A 問題ないぞ、生活保護は国民の
権利じゃ。生活が苦しいと感じたら
ためらわずに相談するのじゃ



Q1 申請から決定まで
どのくらいかかりますか？

A 生活状況、稼働能力、資産（預貯金、生命保険、不動産等）、扶養義務等の調査を行ったうえで、申請日から**原則 14 日以内**に生活保護が受給となるかどうか判断します。

なお、調査に日時を要する特別な理由がある場合は、申請日から**最長 30 日**までに判断することがあります。

Q2 収入があっても生活保護は
受けられますか？

A **就労中で就労収入がある方や、年金を受給している方**でも、その収入及び資産等が厚生労働大臣の定める**基準（最低生活費）**に満たない場合は、生活保護を受給することができません。

Q3 自動車があっても生活保護
は受けられますか？

A **自動車があるために生活保護を受給できないということはありません**が、自動車は『資産』になるため、原則処分していただき、生活の維持のために活用してもらうこととなります。ただし、条件によっては保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。

Q4 持家や土地があっても
生活保護は受けられますか？

A **持家等があるために生活保護を受給できないということはありません**が、自動車と同様『資産』となるため、原則売却し、売上金等を生活の維持のために活用してもらうこととなります。ただし、実際に居住しており、処分価値が低い場合等はこの限りではありません。持家等の資産価値等条件によって、長野県社会福祉協議会の貸付制度が優先される場合があります。

Q5 借金があっても生活保護は受けられますか？

A **借金があるために生活保護を受給できないということはありません**が、本制度は最低限度の生活維持を保障するものであり、借金の返済に充てるためのものではありません。借金の整理を行うよう法律の専門家などをご案内させていただきます。

Q6 生活保護を申請すると親族に知られてしまいますか？

A 扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹及び3親等以内の親族）からの支援が優先されるため、それらの親族に、**申請した方を精神的、経済的に支援ができるかどうか**の調査を行うため知られてしまうこととなります。

ただし、特別な事情（DV、虐待等）がある場合等**明らかに扶養が期待できない場合は扶養照会を行いません**。

Q7 親と一緒に住んでいますが、自分だけ生活保護を受けることはできますか？

A 生活保護は生計を同一とする世帯全員を対象とします。世帯の一部だけが保護を受けることは原則できないため、世帯員全員の意思表示が必要となります。

ただし、特別な事情がある場合には国の定めた基準に基づいて、世帯の一部の人だけを保護する（又は、保護しない）ことができますので、ご相談ください。

Q8 支給される家賃の上限額はいくらですか？

A 諏訪市内の家賃上限は次のとおりです。

世帯人数	上限額
1人	35,000円
2人	42,000円
3～5人	46,000円

Q9 通院や求職活動に対して
移送費は支給されますか？

A 条件によっては移送費が支給
可能な場合がありますので、ご
相談ください。

Q11 生活保護費はどのくらい
もらえますか？

A 世帯の収入と厚生労働大臣の
定める基準（最低生活費）を比
較して、収入が最低生活費に満た
ない場合に、最低生活費から収入
を差し引いた差額が保護費とし
て支給されます。

これら生活扶助（食費、光熱
水費等）以外に必要な応じて住
宅扶助、医療扶助等が支給され
ます。

※最低生活費はお住いの地域、
世帯の人数等によって世帯ごと
異なります。

◆支給される保護費のイメージ

最低生活費	
世帯の収入（就労、年金、手当等）	不足する生活費
	生活保護費

Q10 冷暖房器具の購入に対して
支援はありますか？

A 保護開始時に当該用品を所持
していない等条件によっては保
護費が支給可能な場合がありま
すので、ご相談ください。

Q12 生活保護を受給している時
は、働かなくてよいですか？

A 生活保護は最低限度の生活を
保障し、みなさんの早期自立を
助長することを目的としていま
す。働ける人は能力に応じて働
く必要があります。

就労の実現が困難な方には専
門の支援員等が対象者にあわせ
た就労支援を行います。

相談・申請窓口

諏訪市福祉事務所
諏訪市役所 生活相談課
生活福祉係（市役所 2 階）

郵便 392-8511
諏訪市高島一丁目 22 番 30 号
電話：0266-52-4141
内線：293、294